

【概 要】

薬剤師に関わる憲法の条文及び法令の構成等の基本事項を理解し、薬剤師業務に関わる種々の法令のうち、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器等法と略す）」（旧 薬事法）、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」及びそれらに関連する政令及び省令並びに種々の制度について学習する。これらの法令・制度と薬剤師業務との密接な関係を理解し、医療現場の医薬品等の管理や薬剤師として実践に応用することのできる知識と態度を修得する。

【授業実施形態】

面接授業

※授業実施形態は、各学部（研究科）、学校の授業実施方針による